



東京二十三区清掃一部事務組合 「一般廃棄物処理基本計画(原案)」への 御意見を募集します

東京二十三区清掃一部事務組合は、23区内の家庭や事業所から出される一般廃棄物の中間処理を23区が共同で行うために設置した特別地方公共団体であり、可燃ごみを処理する清掃工場や不燃ごみ・粗大ごみを処理する施設など、ごみの中間処理施設を管理・運営しています。

この度、ごみの適切な処理と処理施設を整備するための計画である「一般廃棄物処理基本計画」の改定に向けた検討を行い、その「原案」をまとめました。

「原案」について、区民の皆様方から御意見を伺った上で、最終的なまとめを行い、令和3年3月に計画を決定する予定です。

つきましては、区民の皆様からの意見を下記のとおり募集いたします。

記

1 対象者

- (1) 特別区内に在住、在勤及び在学の方
- (2) 特別区内の事業者及び団体
- (3) その他「一般廃棄物処理基本計画」に利害関係のある個人又は団体

2 原案の閲覧場所

- (1) 当組合企画室、総務課、各清掃工場及び中防処理施設管理事務所の窓口
- (2) 当組合ホームページ(アドレスは <https://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/> です。)
- (3) 各区の清掃担当窓口

3 意見提出期間

令和2年10月20日(火)から令和2年11月18日(水)まで<必着>

4 意見提出方法

「原案」に対する意見、意見提出者の氏名、在住(在勤・在学)の区名を御記入の上、下記の方法で御提出ください。

- (1) 当組合企画室に直接提出又は郵送
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号 東京区政会館14階
東京二十三区清掃一部事務組合 総務部企画室
- (2) ファクシミリ(FAX番号03(6238)0620 企画室あてに送信)
- (3) ホームページ(パブリックコメントのページにあるメールフォームに入力の上、送信)

5 意見等の公表時期

令和3年3月頃に当組合ホームページにて公表予定です。

※意見提出者に対する個別のお答えはいたしませんので、御了承いただきますようお願いいたします。

6 問い合わせ先

東京二十三区清掃一部事務組合 総務部企画室 電話03(6238)0624